

【議 題 1】

**令和3年度岩手支部保険料率について**

---

# **I . 令和 3 年度保険料率について 【医療分】**

# I. 令和3年度保険料率について

## 1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より「**今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい**」旨の考えが示されている。
- 令和3年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ、高齢化の進展による医療費の増大や令和4年度以降、後期高齢者が急増することによる後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化等、協会けんぽの財政は今後も予断を許さない状況にあることを説明したうえで、運営委員会で議論が進められた。
- 運営委員会では、一部引き下げに係る意見もあったが、**全体としては10%維持の意見**であった。（運営委員の主な意見は、3ページ参照）
- 支部評議会においては、理事長の現時点における考えを説明したうえで、特段の意見があれば意見書を提出することとしていたが、意見の提出なしが6支部、意見書の提出があった支部では、**平均保険料率10%の維持の意見が31支部**、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。（4ページ参照）
- また、保険料率の変更時期については4月納付分（3月分）以外の意見は、ほぼなしであった。

## 2. 協会としての対応

- ① 平均保険料率について  
**令和3年度の平均保険料率は10%を維持する**
- ② 保険料率の変更時期について  
**令和3年4月納付分（3月分保険料）からとする**

## 令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

### 1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

### 2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

## 令和3年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

岩手支部は意見の提出なし

意見の提出なし 6支部(13支部)

※( )は今年の支部数

意見の提出あり 41支部(34支部)

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部   | 31支部(21支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部          | 5支部(7支部)   |
| ③ 引き下げるべきという支部            | 2支部(2支部)   |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 3支部(4支部)   |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## 都道府県単位保険料率決定までスケジュール（予定含む）

12月18日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）

12月21日 政府予算案（令和3年度）の閣議決定

**1月13～19日 支部評議会の開催（都道府県単位保険料率の変更についての意見聴取）**

（上記評議会開催後）支部長から理事長への意見の申出

1月26日 運営委員会にて都道府県単位保険料率の決定

料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

**厚生労働大臣から認可・告示**

### 《参考》

#### ◎健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、**都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときには、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## 協会けんぽ全体の収支見込（医療分）

※令和3年度平均保険料率10.0%の場合の見込

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金等対前年度比                      + 272                      + 172 } + 443                      ▲ 0                 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

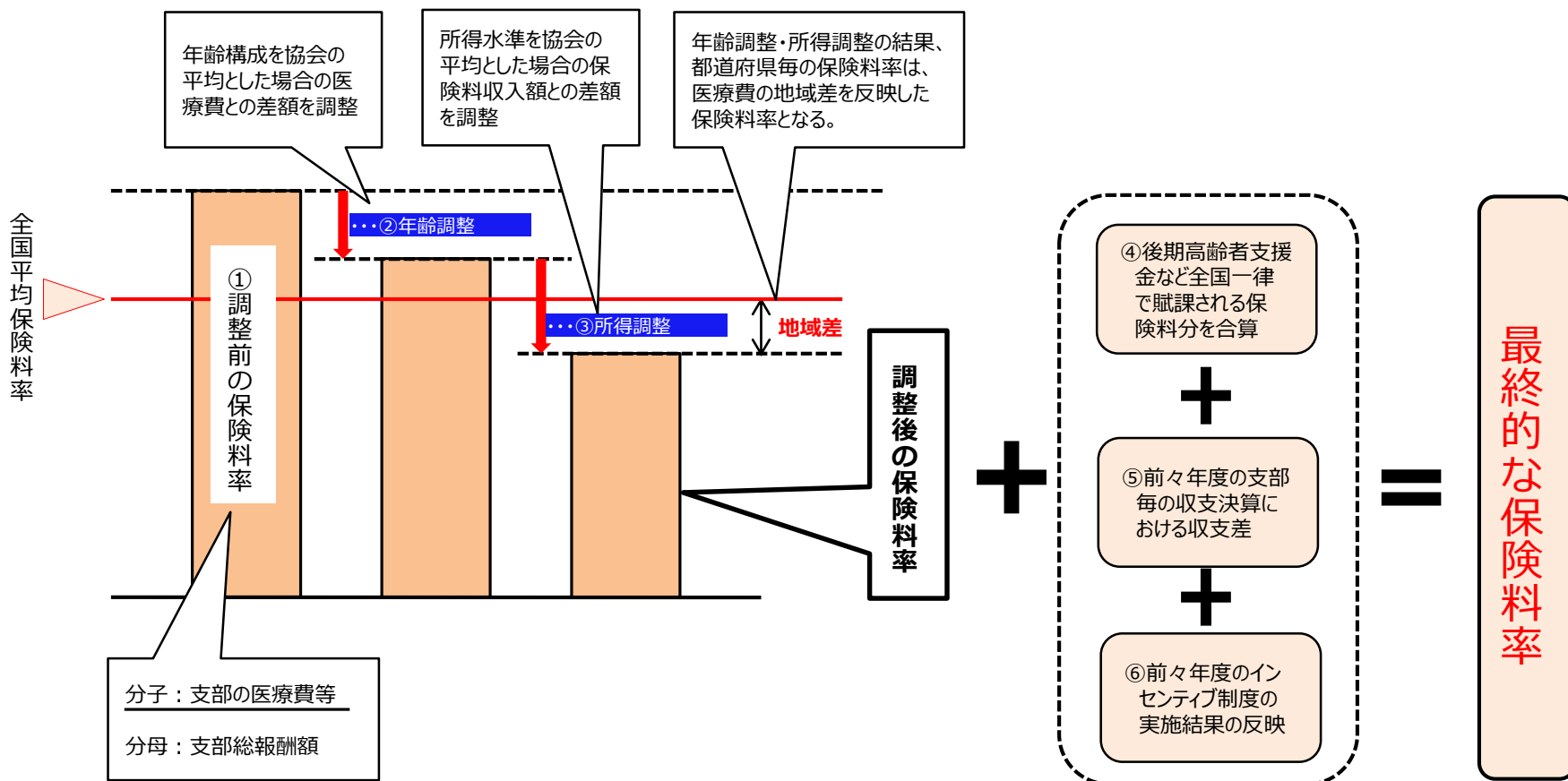
- 令和3年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（薬価改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は2,900億円、令和3年度末時点での準備金残高は4兆2,000億円が見込まれる。
- 収入について、収入総額は令和2年度（決算見込み）から3,900億円の増加となる見込み。これは、政府予算案を踏まえると、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が4,200億円増加する見込みとなること等によるもの。
- 支出について、支出総額は令和2年度（決算見込み）から6,200億円増加する見込み。これは、主に加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることによるもの。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## 都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

- 地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。
- このため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

### 保険料率決定の大まかなイメージ（年齢構成における高齢者の割合が高く、所得水準が低い岩手支部の場合）





## 令和3年度 岩手支部の保険料率について

### ①医療給付費についての調整前保険料率

5.945%

※計算方法の詳細は10～11ページを参照

- 年齢調整 …… 年齢構成を全国と同じとした場合の支部の医療費との差額を調整するもの
- 所得調整 …… 所得水準を協会全体の平均とした場合の医療費の差額を調整するもの

- 岩手支部における令和元年度のインセンティブ制度実施結果は、0.004%料率を引き下げる方向に作用

調整計  
▲0.91%

②年齢調整 ▲0.29%  
③所得調整 ▲0.62%

医療給付費についての調整後保険料率

5.035% **ア**

### ④共通保険料率 (全国一律の部分)

4.710% **イ**

現金給付費 業務経費 一般管理費  
前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 等

### ⑤前々年度精算分

▲0.003% **ウ**

R1年度の支部毎の  
収支決算における収支差

### ⑥インセンティブ分

▲0.004% **エ**

R1年度のインセンティブ  
制度実施結果

**ア + イ + ウ + エ**

令和3年度における岩手支部 保険料率

**9.74%** (小数点以下第3位四捨五入)

(※令和2年度9.77%、前年度▲0.03%)

### 《参考》

- 実際の保険料額  
岩手支部における平均の標準報酬月額24万円の場合 (R2.8月時点) ※介護保険料を除く
- ・令和2年度料率9.77%⇒23,448円 (折半額11,724円)
- ・令和3年度料率9.74%⇒23,376円 (折半額11,688円)
- **令和2年度と比較し、1ヶ月で72円 (折半額36円) の減額**

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

令和3年度 岩手支部保険料率 計算方法の詳細

① 医療給付費についての調整前保険料率

(百万円)

	R2年度	R3年度	差
岩手支部医療給付費 (料率セット時見込み)	55,743	54,285	▲1,458 【前年比▲2.6%】

$$\frac{\text{岩手支部医療給付費}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{54,284,795,379\text{円}}{913,048,154,404\text{円}} = 5.945\%$$

【前年+0.065%】

(百万円)

	R2年度	R3年度	差
岩手支部総報酬額 (料率セット時見込み)	948,368	913,048	▲35,320 【前年比▲3.7%】

# I. 令和3年度保険料率について 続き

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

## ②年齢調整

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費×岩手支部加入者数

$$= 127,289円 \times 424,100人 \div 53,983,367,803円 \dots \textcircled{ア}$$

- 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、岩手支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

年齢構成	全国平均の医療給付費 (令和3年度見込み)	岩手支部加入者数 (令和3年度見込み)	医療給付費×加入者数
0～4 歳	182,733	17,962	3,282,320,965
5～9 歳	87,900	21,511	1,890,806,396
10～14 歳	70,084	23,557	1,650,965,633
15～19 歳	57,666	26,334	1,518,577,134
20～24 歳	52,539	24,525	1,288,550,048
25～29 歳	65,731	23,973	1,575,760,645
30～34 歳	75,834	27,669	2,098,246,356
35～39 歳	82,207	33,366	2,742,890,397
40～44 歳	92,278	38,280	3,532,442,332
45～49 歳	111,258	38,506	4,284,095,371
50～54 歳	141,754	35,392	5,017,008,480
55～59 歳	180,200	37,178	6,699,439,312
60～64 歳	226,414	37,441	8,477,255,239
65～69 歳	286,723	25,688	7,365,211,644
70～74 歳	406,509	12,717	5,169,694,622
合計		424,100	56,593,264,574

- 年齢調整額 =  $\textcircled{ア} - \textcircled{イ} = \blacktriangle 2,609,896,771円$

$$\text{●年齢調整率} = \frac{\text{年齢調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 2,609,896,771円}{913,048,154,404円} \div \blacktriangle 0.29\% \quad \text{【前年}\blacktriangle 0.04\%\text{】}$$

岩手支部は高年齢者の構成比が全国平均より高いため、年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

## ③所得調整

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{岩手支部総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 5,219,755,054,699\text{円} \times \frac{913,048,154,404\text{円}}{98,584,465,650,000\text{円}} = 48,343,191,675\text{円} \dots \textcircled{ウ} \end{aligned}$$

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費に岩手支部加入者数を乗じた額

$$= 127,289\text{円} \times 424,100\text{人} \div 53,983,367,803\text{円} \dots \textcircled{エ} \text{ (前ページの㉞と同じ)}$$

- 所得調整額 =  $\textcircled{ウ} - \textcircled{エ} = \blacktriangle 5,640,176,127\text{円}$

- 所得調整率 =  $\frac{\text{所得調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 5,640,176,127\text{円}}{913,048,154,404\text{円}} \div \boxed{\blacktriangle 0.62\%}$   
【前年 $\blacktriangle 0.03\%$ 】

岩手支部は所得水準が全国平均より低いため、所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## ④ 共通保険料率（全国一律の部分）

共通料率（A + B - C）	4.71 %	【前年▲0.02%】
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %	【前年+0.10%】
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74 %	【前年▲0.13%】
C. 収入等の率	0.03 %	【前年 増減なし】
第1号平均保険料率	5.29 %	【前年+0.02%】
計	10.00 %	【前年 増減なし】

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

### 【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 3.99\%$$

※第2号経費・・・現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等

### 【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.74\%$$

※第3号経費・・・業務経費、一般管理費、準備金積立等

### 【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.03\%$$

※収入等見込額・・・日雇い保険料収入、雑収入等

## 参考： 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和3年度見込み）

### 【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	439,750
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拋出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

### 【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

・ \* については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## ⑤前々年度精算分

※令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和元年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{精算部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和元年度岩手支部収支差}}{\text{岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{26,687,917\text{円}}{913,048,154,404\text{円}} \\ &= \mathbf{\Delta 0.003\dots\%} \end{aligned}$$

令和元年度の岩手支部の収支差は、プラス約26,687千円（当初の見込みよりプラス。つまり収支が見込みより良かった）となっており、その分について、令和3年度において保険料率を**引き下げる**事となる。

## ⑥インセンティブ分

※令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和元年度のインセンティブ制度の実施結果を反映させることとなる。

$$\begin{aligned} \text{インセンティブ部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和元年度インセンティブ制度による加減算額}}{\text{岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{\mathbf{\Delta 35,129,588\text{円}}}{913,048,154,404\text{円}} \\ &= \mathbf{\Delta 0.004\dots\%} \end{aligned}$$

令和元年度のインセンティブ制度の実施による加減算額は、マイナス約35,129千円となっており、その分、令和3年度において保険料率を**引き下げる**事となる。

# I. 令和3年度保険料率について 続き

## 全国における岩手支部の位置

令和3年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

岩手支部

全国で7番目に低い保険料率  
(令和2年度と同様)

令和3年度都道府県単位保険料率の令和2年度からの変化  
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

岩手支部

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。



## Ⅱ. 令和3年度保険料率について 【介護分】

## Ⅱ. 令和3年度 介護保険料率について

### 収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73%
	国庫補助等	515	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	その他	-	-	-	R3年度保険料率： 1.80%
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	納付金対前年度比 ⇒ + 242
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出することになる。令和3年度の介護納付金の金額や令和2年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和3年度の介護保険料率は、令和2年度の介護保険料率1.79%よりも0.01%上昇し、1.80%となる。
- なお、介護納付金については、令和3年度は約1兆500億円の見込みであり、令和2年度から200億円増加する見込み。これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額（令和元年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：▲1,000億円）の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加に加え、介護報酬改定（+0.7%）の影響があったこと等により増加したことによるもの。